ては、２⑴に掲げるアドレスへのアクセスにおいて、パスワード発行申請時に表示される「添付書類等届出書」を印刷したものに⑵の（測量等に係る添付書類）の⑤から⑧までに掲げる書類を添付し別記２に掲げる送付先に郵送するものとする（⑧に掲げる書類については、郵送に代えて２⑴に掲げるアドレスから電子納税証明書を送信することも可とする）。

⑵　申請書の提出方法

ア　持参、郵送又は電子メールによる提出方法　持参、郵送又は電子メールにより申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を各１部提出すること。

（建設工事に係る添付書類）

①　営業所一覧表

②　業態調書

③　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

④　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号。（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑤　申請者が、④に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事区分（一般競争（指名競争）参加資格審査の申請に係る一般競争（指名競争）に参加を希望する工事区分をいう。以下同じ。）に分割して申請するとき又は④に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事区分に合算して申請するときは、工事分割内訳表

［注］

㈠　申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事の一般競争（指名競争）に参加を希望するときは、規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出すること。また、申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、④に掲げる書類に代えて、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の８第１項の工事経歴書に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは、登記事項証明書又はその写しを併せて提出すること。

㈡　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者（「事業協同組合に係る総合審査数値の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月22日付け北開局工第91号）第２条第２項に規定する審査対象者をいう。以下同じ。）の③、④及び⑤に掲げる書類、５（建設工事）⑴①に掲げる事項について記載した書類及び建設業許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿及び共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る書類とともに提出すること。

㈢　申請者が協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法による企業組合をいう。以下同じ。）の場合は、当該組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類を提出すること。

（測量等に係る添付書類）

①　業態調書

②　測量等実績調書

③　技術者経歴書

④　営業所一覧表

⑤　登記事項証明書又はその写し（法人の場合）

⑥　営業に関し、法律上必要とする登録等の証明書の写し

⑦　財務諸表（法人にあっては、５（測量等）①に規定する審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び注記表。個人にあっては、これらに準ずる書類をいう。）

⑧　納税証明書の写し（申請者が個人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）、法人であるときは、国税規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の３）

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

［注］

申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類により、②、③及び⑤から⑦に掲げる書類に代えることができる。

㈠　測量業者（測量法）昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた者をいう。）

測量法第55条の８に規定する書類の写し

㈡　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

㈢　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

㈣　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）

補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

イ　インターネットによる提出方法　インターネットを使用して建設工事の申請をする者は、２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、３⑴②により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

インターネットを使用して測量等の申請をする者は、２⑴に掲げるアドレスにアクセスし、３⑴③により入手したパスワードを用いて作成した申請用データを送信するものとする。

⑶　申請書等の作成に用いる言語等

①　申請書等は、日本語で作成すること。

②　申請書等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。